

「電子交換所決済専用特別当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則」
中一部改正

○ 第 10 条第 3 項第 2 号を横線のとおり改める。

(2) 利用金融機関に属する店舗が日本銀行本店と新たに電子交換所決済専用特別当座勘定以外の電子交換所にかかる決済を行うことができる当座勘定取引を開始したとき。